被災共用土地納税義務者の区分	算式
一　次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ　平成二十三年度に係る賦課期日において全部が専ら人の居住の用に供されている家屋のうち当該家屋の全部又は一部が別荘（政令第二百六十三条第二項に規定する別荘をいう。）に該当するもの（以下「特例対象家屋」という。）の敷地の用に供されている土地（以下「特例対象土地」という。）及びロに掲げる者以外の者	（１／Ａ）×（Ｂ×Ｃ）／Ｄ （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　当該被災共用土地の面積 Ｄ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
ロ　政令附則第三十三条第三項の規定により特例対象家屋の敷地の用に供されている土地（以下「特例対象土地」という。）を取得し、又は相続（同条第五項に規定する相続人等からの相続をいう。）により特例対象土地を有することとなった者（イに掲げる者を除く。）	（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｃ）／（Ｅ×Ｇ－Ｃ））×（１／Ｇ）

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一一　次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ　特例対象者で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に当該被災共用土地の持分を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの ロ　相続人等で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの	イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ））／（Ｅ×Ｇ－Ｃ）－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ））／Ｊ｝＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ））×（Ｅ×Ｇ－Ｃ））／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ））／Ｌ｝×（１／Ｇ） ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にあってはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にあってはロの算式を用いる。 （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Ｄにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が２以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（Ｄ及びＩにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。） Ｄ　各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた当該専有部分の従前所有者にあっては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの Ｅ　当該被災共用土地の面積 Ｆ　前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合